

# 秋田県公報

目 次	ページ
告示	
○県議会定例会の招集(八〇二・財政課)……………	1
○秋田県職業能力開発計画の概要(八〇三・雇用労働政策課)……………	1
○都市計画の変更による送付図書の縦覧(八〇四・都市計画課)……………	3
○道路の供用開始(八〇五・道路課)……………	3
○開発行為に関する工事の完了(八〇六・仙北地域振興局建設部)……………	3
公 告	
○公の施設の指定管理者の募集(観光課)……………	4
教育委員会告示	
○教育委員会会議の開催(二〇・教育庁総務課)……………	5

## 告 示

### 秋田県告示第八百二二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百二条第二項の規定により、平成十八年十二月五日に、秋田県議会定例会を秋田市に招集する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県告示第八百三三号

職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第七条第一項の規定により、秋田県職業能力開発計画を策定したので、同条第三項において準用する同法第五条第六項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 第八次秋田県職業能力開発計画(概要)

### 第一部 総説

一 経緯と現状  
本県では、昭和四十六年度以降七次にわたり、職業能力開発計画を策定し、新規学卒者、離転職者、在職者の職業能力の開発及び向上に関する施策を推進してきた。この間、県立技術専門学校は、昭和六十二年度にそれまでの八校から四校に再編整備を行ったが、技術革新の進展に対応できる実践的な技能・技術者を養成するため、平成九年度に策定した「県立技術専門学校施設整備計画(最終改訂 平成十五年二月)」に基づき、訓練施設の整備とともに、訓練科目や訓練カリキュラムの見直しを行い、四校から三校への再編整備を行っている。

また、独立行政法人雇用・能力開発機構が県内で運営する公共職業能力開発施設のうち、潟上市の秋田センターでは、離転職者及び在職者に対する職業訓練を行っており、大館市に設置されている秋田職業能力開発短期大学校では、高度な技能と知識を兼ね備えた技術者の養成を目的として、高卒者を対象とする職業訓練を中心に行っている。このほか、秋田センターでは、雇用機会の創出や魅力ある職場づくりを支援するための「雇用開発」並びに、勤労者や求職者の職業能力の開発及び向上に対する支援のための「能力開発」に関する総合的なサービスを行っている。

### 二 計画の趣旨及び期間

(一) 計画の趣旨  
経済社会が大きく変革する時代においては、一人ひとりの個人が自立して、自らの頭で考え自分の尺度で判断し、積極果敢にチャレンジすることが求められる。このような自立した人材がその能力を發揮し、それぞれが最大限に活動の効果を上げていくことが、秋田県経済の活性化に繋がると考えられる。そのためには、行政や産業界、職業能力開発機関、民間教育訓練機関等が一体となって自立した人材づくりを推進する必要がある。

また、積極果敢にチャレンジし失敗した者や市場経済の中で支援を必要とする者に力を付けさせて再び市場に送り込む「セーフティネット」を構築しなければならぬ。

このため、本計画は、これからの秋田を担っていく職業人材を育成するため、新規学卒者に対する職業訓練や技能労働者の技能の向上、職業能力評価としての技能検定を促進していくほか、求職者の早期就職を支援するための職業能力開発の推進を目指す。

なお、本計画は、今後の職業能力開発施策の基本的方向性を示すものであり、具体的な施策は、産業構造や企業ニーズの変化及び雇用失業情勢等の動向に留意しつつ、毎年度作成する「職業能力開発事業の運営方針」において定めるものとする。

### (二) 計画の期間

平成十八年度から平成二十二年度までの五年間とする。

### 三 計画の主要な課題

本計画においては、次の事項を今後の職業能力開発行政の主要な課題として、国や関係機関との連携を図り、職業能力開発施策を総合的かつ積極的に推進する。

(一) 産業ニーズを先取りした多様な職業能力開発の推進

(二) 雇用環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進

(三) 勤労者自らがキャリアアップを図るための職業能力開発の推進

(四) 多様な態様の求職者に対する職業能力開発の推進

(五) 職業能力評価の推進と技能の振興

(六) 地域に開かれた職業能力開発の推進

(七) 職業能力開発施策の推進体制の整備

### 第二部 職業能力開発をめぐる動向

#### 一 労働力需給構造の変化

#### (一) 労働力供給面の変化

(1) 少子・高齢化の進展  
本県の総人口は約百十五万人(平成十七年秋田県年齢別人口流動調査結果「速報」)で、これを年齢(三区分別に見ると年少人口(〇〜十四歳)が約十四万三千人、生産年齢人口(十五〜六十四歳)が約六十九万九千人、老年人口(六十五歳以上)が約三十万七千人となっている。

年齢別構成比を全国と比較すると、年少人口では一・三ポイント、生産年齢人口では、五・四ポイント低く、老年人口については六・七ポイント高く、二十六・七%となっており、本県の少子・高齢化は進展している。

#### (2) 労働力人口の変化

本県の労働力人口は総人口の減少や少子・高齢化の進展に伴い減少しており、今後、団塊の世代が退職することにより、労働力人口の減少の加速や熟練した技能・技術の継承がスムーズに行われるか懸念される。

#### (二) 労働力需要面の変化

(1) 産業別の状況  
本県の産業別就業者の状況は、第一次産業就業者数が

減少し、第三次産業就業者数が増加している。また、全国的に減少傾向にある第二次産業の就業者の構成比は、比較的堅調に推移している。

(2) 職業別の状況

就業者の推移を職業別に見ると、専門的・技術的職業従事者、事務従事者及びサービス職業従事者の比率が上昇する一方で、技能工、生産工程作業者等の比率は、減少傾向となっている。

(三) 雇用情勢の動向

本県の有効求人倍率は、平成十二年以降、常に全国平均を下回っている。平成十七年においては、全国平均の〇・九五倍に対し、〇・五六倍と厳しい状況が続いている。

二 労働市場の変化に対応した職業能力開発

(一) 企業や個人のニーズに応じた職業能力開発

経済のグローバル化、長期にわたる景気の低迷などにより県内企業を取り巻く環境は厳しい状況が続いており、本県企業の大部分を占める中小企業においては、製品やサービス内容の高付加価値化や事業の高度化を図ることが必要となっている。

このため、技術革新によりますます多様に变化する企業の人材ニーズや職業訓練受講者のニーズに応えた職業訓練機会を提供するため、公共職業能力開発施設と民間教育訓練機関が役割分担と連携を行い、職業能力開発を推進することが必要となっている。

(二) 若年者等の職業の自立に向けた職業能力開発

少子・高齢化の進展により、労働力人口が減少する中、若年者の雇用を取り巻く環境については、職業意識の変化や職業選択のミスマッチなどにより、早期に離職する者も多く、失業率が十五〜二十四歳で八・三％と、全年代の四・一％に比べて高い水準となっている。

このため、就労意欲がある若年失業者等に対して、関係機関との連携により実践的な職業訓練機会を提供するなど、職業的自立に向けた支援が必要となっている。

また、離職職者や職業キャリアを中断している者に対する早期再就職のための支援や、就業を希望する障害者が職業に必要な知識や技能を習得するための職業訓練の実施が必要となっている。

第三部 職業能力開発施策の実施目標

一 産業ニーズを先取りした多様な職業能力開発の推進

県立技術専門学校を中心に、産業ニーズに対応した即戦力となりうる人材を育成するため、多様な職業能力開発を支援する。

二 雇用環境の変化を踏まえた職業能力開発の推進  
離職職者やフリーター、若年失業者等に対して、公共職業能力開発施設及び民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、早期就職を支援する。

三 勤労者自らがキャリアアップを図るための職業能力開発の推進  
中小企業事業主等が従業員に対して行う教育訓練のほか、勤労者自らがキャリアアップを図るための職業能力の開発及び向上に対する取り組みを支援する。

四 多様な態様の求職者に対する職業能力開発の推進  
自立を目指す障害者への職業能力開発や中高年齢者、短時間就労希望者に対する職業能力開発を支援する。

五 職業能力評価の推進と技能の振興  
個人の持つ職業能力が適正に評価されるよう、技能検定等の職業能力開発評価制度の普及拡大を図るとともに、技能士活用制度の普及、技能尊重気運の醸成を図る。

六 地域に開かれた職業能力開発の推進  
県立技術専門学校において、地域職業能力開発運営協議会を開催し、事業主、商工団体等の職業能力開発ニーズを把握し、地域に開かれた職業能力開発の総合センターとしての機能を強化する。

七 職業能力開発施策の推進体制の整備  
国や雇用・能力開発機構と県とが連携しつつ、公共職業能力開発施設と民間教育訓練機関等との役割分担を明確にし、職業能力開発施策を実現するため、必要性や有効性を精査し、より効果的、効率的な職業能力開発施策を推進する。

第四部 職業能力開発の基本的施策

一 産業ニーズを先取りした多様な職業能力開発の推進

(一) 産業ニーズを先取りした新規学卒者に対する職業能力開発の推進  
高卒者等の新規学卒者に対し、鷹巣技術専門学校に自動車整備科を新たに設けるなど産業ニーズを踏まえて、職業に必要な技能およびこれに関する知識を付与し、多様化・高度化に対応した訓練を実施する。

(二) 産業ニーズに即応した人材の育成  
新たな産業ニーズに対する職業能力開発として、近年県内進出が著しく、より多くの雇用需要が見込まれているコールセンターの電話オペレーター業務などについて職業訓練を実施し、即戦力となりうる人材を育成する。

(三) 多様なニーズに応える訓練指導体制の構築  
県立技術専門学校において、時代のニーズに対応した職業訓練を実施するため、職業訓練指導員が職業能力開発総合大学校等における研修を受講し、先進技術や実践的スキルを習得することにより、産業界が求める多様なニーズに応えられる指導体制を構築する。

また、近隣道県と連携して、共通している職業訓練の教材を共同開発するとともに、情報交換を行うなど職業訓練指導員の指導力の向上を図る取り組みを推進する。

二 関係機関との連携による施設内訓練の実施  
産業構造の転換、労働力人口の高齢化等が進行するなか、勤労者の職業意識の変化や働き方の多様化に伴う年齢、地域、産業間における労働力需給の円滑化を図るため、ハローワークや独立行政法人雇用・能力開発機構と連携し、施設内訓練を実施する。

(二) 民間教育訓練機関等を活用した委託訓練の実施  
離職職者の適性や希望を生かした職業能力開発を推進するとともに、広範な分野の人材ニーズに機動的に対応するため、民間教育訓練機関等への委託訓練を実施する。さらに、巡回就職支援指導員を配置し、職業訓練受講者の早期再就職の促進を図る。

(三) 若年者の職業的自立の支援  
フリーターや若年失業者等に対し、企業実習と専門的な知識の習得を組み合わせた日本版デュアルシステムを活用した訓練を実施し、不安定な就労状態にある若年者の安定的な就業を促進する。

(四) 「実践型人材養成システム」の普及・定着  
改正職業能力開発促進法において、事業主等の行う職業能力開発促進の措置として追加された「実践型人材養成システム」の普及・定着を図る。

三 勤労者自らがキャリアアップを図るための職業能力開発の推進  
(一) 認定職業訓練に対する援助  
中小企業団体等が技能労働者の養成及び技能の向上を図るために実施する認定職業訓練に対する援助及び助成を行う。

(二) 企業ニーズを踏まえた在職者訓練の実施  
勤労者のキャリアアップに対する取組の中で、自ら教育訓練を行うことが困難な中小企業等を支援するため、認定職業訓練団体や民間教育訓練機関では対応が困難な分野の訓練を県立技術専門学校等が実施する。

(三) 熟練技能の円滑な継承の支援

中小企業における後継者難や職人離れが進む中、技能継承の促進を図るため、各業界のOB人材を活用し、若手職人への技術指導及びアドバイス等を行うことにより、ものづくり基盤の充実及び若年者の就業定着を促進する。また、近隣道県と連携して、若者のものづくりへの理解を深めるため、匠を活用したものづくり人材の育成について検討する。

また、職業能力開発促進法の改正により、事業主は、雇用する労働者が熟練技能等を円滑に習得することにより、職業能力の開発及び向上を促進するよう努める規定が追加されたことから、その普及・定着を図る。

四 多様な態様の求職者に対する職業能力開発の推進

(一) 自立を目指す障害者への職業能力開発の実施

就職を希望する障害者に対し、民間教育訓練機関等を活用した多様な職業訓練を実施する。さらに、訓練委託先の開拓及び関係機関との調整等を行う障害者職業訓練コーディネートネットワークを配置し、きめ細かな再就職支援を行う。

(二) 中高年齢者、短時間就労希望者等に対する訓練の実施

雇用保険適用外の離職者で就職を希望する中高年齢者や短時間就労希望者等に対する就業機会の拡大と就業条件の向上を図るため、求職者の経験や就業形態に応じた職業能力開発のための技能講習等を実施する。

五 職業能力評価の推進と技能の振興

(一) 職業能力評価制度の普及

個人の持つ職業能力が社会で適正に評価されるよう、技能検定等の職業能力評価制度の普及拡大を図り、技能向上意欲を喚起するとともに、技能者の社会的地位の向上に努める。

(二) 技能士活用に関する制度の普及

県では、一級及び単一等級技能士を効果的に活用しながら、公共建築物の質の向上を図り、かつ効果的な施工管理を目的に、工事の用途と規模により、技能士を採用する「技能士活用基準」を制定しており、市町村や民間企業への普及に努める。

(三) 技能尊重気運の醸成

県民が優れた技能・技術の必要性、重要性を理解し、技能・技術者の社会的評価、技能水準の向上を図るため、秋田県職業能力開発促進大会を開催し、秋田県優良技能者等の表彰等を行うとともに、秋田の名工展・技能ふれあい教室の開催など技能が尊重される社会の形成を図る。

六 地域に開かれた職業能力開発の推進

(一) 地域に開かれた職業能力開発施設としての機能の強化

県立技術専門校において、地域職業能力開発運営協議会を開催し、事業主、商工団体等の職業能力開発ニーズを把握し、地域に開かれた職業能力開発の総合センターとしての機能を強化する。

(二) 県立技術専門校の活性化の推進

県立技術専門校訓練生の能力開発意欲や問題解決能力を高めるために、従来の職業能力開発に加え、資格取得、競技大会への参加など積極的にチャレンジする訓練機会を提供するとともに、技術専門校において、テクノスクールフェアを開催し、訓練効果の公開や技能体験コーナー等により、技能の大切さやすばらしさを広く県民にPRし、県立技術専門校の活性化を推進する。

(三) 就業体験訓練（インターンシップ）の実施

産業界の要望に応える人材を育成するため、県立技術専門校の訓練生に対し、企業での就業体験訓練（インターンシップ）を実施し、技能・技術の重要性についての意識啓発や職業意識の高揚を促す。

(四) 実践的な職業能力開発の推進

県立技術専門校の修了生に対する就職後のフォローアップとして、就職先企業を訪問し、訓練効果を把握するとともに、企業現場で必要とされる技能・技術の水準についての聞き取りを行い、企業ニーズに対応した訓練により、就職後の職場定着に努める。

七 職業能力開発施策の推進体制の整備

(一) 計画推進に当たっての連携と役割分担

雇用失業情勢や労働力需給構造の変化に的確に対応した職業能力開発を推進するためには、本県の実情に即し、国や雇用・能力開発機構と連携しつつ役割分担を明確にする必要がある。また、より効果的な職業能力開発を推進するため、公共職業能力開発施設と民間教育訓練機関等との役割分担を明確にする。

(二) 政策・施策評価を通じた効率的な施策の推進

政策・施策の推進に当たっては、これまで以上に効率的、効果的な取り組みが求められており、政策・施策を実現する手段である個別事業についても、必要性や有効性を精査したうえで実施する必要がある。このため、政策評価等において、こうした視点をより重視しながら職業能力開発施策を推進する。

秋田県告示第八百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により、秋田市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 縦覧に供すべき図書

秋田都市計画用途地域（將軍野・寺内地区）の変更の総括図、計画図及び計画書

二 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第八百五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 供用開始の区間

道路の種類	路線名	区間
一般国道	百五号	由利本荘市小栗山字腹巻倉二五番一地从先から字石橋九〇番地先まで

二 供用開始の期日 平成十八年十二月一日 午前九時

三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

(一) 場所 建設交通部道路課

(二) 期間 平成十八年十一月二十八日から同年十二月十一日まで

秋田県告示第八百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により平成十八年二月二十八日付け指令仙建一十九一八で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県知事 寺田 典城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名

新潟県新潟市清水四千五百一番地一

公 告

株式会社ヤマキ 代表取締役 乾 忠勝

二 開発区域に含まれる地域の名称

仙北市角館町上菅沢三百四十九番一、三百四十九番二、三百五十一番一、三百五十一番二、三百五十二番一、三百五十二番二、三百八十三番、三百八十四番、三百八十五番、三百八十六番、三百八十七番、三百八十八番、四百二十一番、四百二十二番、四百二十三番、四百二十四番、四百二十五番、四百二十六番、四百二十七番一、四百二十七番二、四百二十八番、四百二十九番、四百三十番、四百三十一番、四百三十二番、四百三十三番、四百三十四番、四百三十五番一、四百三十五番二、四百六十一番一及び四百六十二番一

県が設置する公の施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 公の施設の概要
- (一) 名称 秋田県田沢湖スキー場
- (二) 所在地 秋田県仙北市田沢湖生保内字下高野七十三番地の二
- (三) 設置目的 スポーツ及び観光レクリエーション活動の振興を図り、もって県民の健康の増進及び観光の振興に資する。
- (四) 規模等 グレンデ約百ヘクタール 十三コース
- (五) 主な施設 クワッドリフト二基、ベアリフト四基  
管理センター、スキーセンター、レストハウス三棟、駐車場七カ所(七・四ヘクタール)
- 二 指定管理者に行わせる管理の業務
- (一) 使用の許可、使用の許可の取消し並びに使用の制限及び停止に関する業務
- (二) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (三) 秋田県田沢湖スキー場(以下「田沢湖スキー場」という。)の利用の促進に関する業務
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、田沢湖スキー場の管理に関し知事が必要と認める業務
- 三 管理を行わせる期間
- 平成十九年六月一日から平成二十三年五月三十一日まで(予

定

- 四 申請をする団体に必要な資格等
- (一) 申請をする団体に必要な資格
- (二) スキー場の経営実績を有する法人その他の団体であること。
- (三) 申請をすることができない団体
- (四) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当する団体でその事実があった後二年を経過していないもの(同項各号のいずれかに該当する者でその事実があった後二年を経過していないものを代理人、支配人その他の使用人として使用する団体を含む。)
- (五) 申請の日において現に県の指名停止措置を受けている団体
- (六) 申請の日において破産手続、再生手続又は更生手続が開始されている団体
- (七) その他
- 五 申請の手続
- (一) 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申請書に次に掲げる書類を添えて提出すること。
- (二) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (三) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (四) 組織及び運営に関する事項を記載した書類(法人等の組織図や業務執行体制等が分かるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)
- (五) 直近過去三ヶ年度分の事業活動の概要を記載した書類、収支決算書、財産目録及び貸借対照表又はこれらに準ずる書類
- (六) 申請の日の属する事業年度の収支予算書
- (七) 指定の期間に係る当該施設の事業計画書及び年度ごとの収支予算書
- (八) スキー場の経営実績に関する書類
- (九) 安全統括管理者(予定者)等の配置計画に関する書類
- (十) 四(一)から(三)に該当しない旨の申立書
- (十一) (一)から(九)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- (十二) 提出場所
- 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県産業経済労働部観光課観光施設班(電話番号〇一八  
一八六〇一二二六九)

(一) 提出期限

平成十八年十二月二十七(水)午後五時十五分まで

なお、提出期限後における申請書又は添付書類の変更又は追加は、認めない。

六 選定の方法、基準及び時期

(一) 産業経済労働部指定管理者(候補者)選定委員会において、次に掲げる基準に照らし最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定する。

(1) 県民の平等な利用が確保されること。

(2) 田沢湖スキー場の設置の目的が効果的に達成されること。

(3) 効率的な管理が行われること。

(4) 適正かつ確実な管理を行う能力を有すること。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、田沢湖スキー場の設置の目的又は性質に応じ、知事が必要と認めて定める基準

(二) 選定は、平成十九年一月月上旬(予定)に行い、その結果については、書面により速やかに通知する。

七 募集要項の交付

五(二)に掲げる場所で、秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する休日を除き、平成十八年十一月二十八日(火)から平成十八年十二月二十七日(水)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで交付する。

なお、郵送で交付を求める場合は、二百円切手をはった返信用封筒を同封すること。

八 説明会

(一) 日時及び場所

募集要項に記載する日時及び場所

(二) その他

説明会への参加を希望する団体は、事前に九(五)に連絡すること。

九 その他

(一) 指定管理者の候補者の選定に当たり、申請者に対して、申請書及び添付書類の内容について説明を求めることがある。

(二) 指定管理者の候補者を、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(三) 田沢湖スキー場の利用料金は、条例で定める金額等を基準として指定管理者があらかじめ知事の承認を受けて定め、自己の収入として收受するものとする。

(四) 詳細は、募集要項による。

(五) 問い合わせ先  
 秋田県産業経済労働部観光課観光施設班（電話番号〇一八  
 一八六〇―二二六九）

**教育委員会告示**

**秋田県教育委員会告示第二十号**

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成十八年十一月二十八日

秋田県教育委員会委員長 鈴木 長 男

一 日時 平成十八年十二月五日 午後三時三十分

二 場所 教育委員会委員室

三 案件

(一) 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告

(二) 秋田県スポーツ振興審議会委員の任命

(三) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

(四) その他

発行者

秋田県

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号  
一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄